

ひたちなか市教育委員会会議録

令和6年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
令和6年3月29日(水)		開会 午後4時00分		閉会 午後4時55分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 佐藤 達		委員 岡本 修	委員 鬼澤 宏幸
○欠席委員			委員 朝日 淳子		
○会議に出席した事務局職員	補 職 名				氏名
	総務課長				佐藤 浩之
	保健給食課長				神永 和代
	総務課課長補佐				田口 清幸
	総務課係長				二川 和久
	総務課主事				山崎 佑太
議案審議等	議案第4号	ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第5号	ひたちなか市就学援助費交付規則及びひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱について【非公開】			
	協議事項2	ひたちなか市学校給食費徴収規則改定(案)について【非公開】			
	協議事項3	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定(案)について【非公開】			
その他	その他(1)	学校における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について【公開】			

令和6年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 16:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第4号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 議案第4号について説明させていただきます。2月26日に教育委員会定例会におきまして、奨学資金貸与条例の一部改正についてご審議いただきました。その際のご提案した内容は、高等学校の4・5年生に相当する専攻科を追加規定する内容でございました。今回の奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する内容につきましては、保証人の住所要件の緩和のための改正及び様式の改正を行おうとするものでございます。

資料の21ページをお開きください。21ページは新旧対照表になります。左側の欄が旧ということで、現在の規定になります。奨学金の貸与を希望する方は、第4条におきまして連帯保証人及び保証人は成年者でかつ市内に住所を有する者でなければならないと規定されております。右の新という欄をご覧くださいと、今回の改正では、連帯保証人及び保証人が成年者でなければならないことは変わらず、連帯保証人の住所要件も市内在住のままとしております。その下の3項において、保証人の住所要件を国内に住所を有する者でなければならないと変更しようとするものです。

変更する理由については、これまで市内在住の保証人が見つからない方については、奨学資金の貸与要件を満たせないため、貸与をお断りしておりました。例えば、貸与希望者の父母が市外や県外からひたちなか市に転勤して来られた場合、近くに親戚や親族がいるとは限らないということがあります。そのため、今回の改正案として、保証人を国内居住者に緩和し、奨学金を借りやすくするというものでございます。

22ページ以降につきましては、様式の変更となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

教育長 これまでは保証人が市内在住でないといけないというものでしたが、それを国内在住に拡大するということとなります。

総務課長 保証人の居住要件のためにお断りすることは、年に1件、2件あるかないかということで、それほど多いというわけではないのですが、本市の奨学金が借りられず、他の奨学金制度でも借りられなかったといった可能性がありますので、緩和したく今回提案させていただきました。

*議案第4号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第5号 ひたちなか市就学援助費交付規則及びひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

保健給食課長 本案件は、令和6年4月から学校給食費の管理を公会計化することに伴いまして、関係する規則を一括して改正するものとなっております。

ひたちなか市就学援助費交付規則においては、支給を受ける児童生徒について、保護者の同意があった場合には、支給される就学援助費のうち学校給食費にかかる分について、学校給食費に充当することができる規定を追加するものです。また、ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則につきましても、共同調理場に設置する運営委員会について、共同調理場の給食費の経理について監査を行う監査委員が不要となるため、監査委員に係る規定を削除するものです。

資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。具体的には、新旧対照表のとおり、規則の第4条に第2項を追加するものです。また、資料の4ページの対照表をご覧ください。こちらは共同調理場設置及び管理条例施行規則の新旧対照表になります。こちらは、規則の第8条の第4項を削除するものです。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑、意見等】

教 育 長 今まではどうなっていたのかご説明をお願いいたします。

保健給食課長 今までは、学校給食費の会計は学校で集めていただき、学校でお支払いをしていただく形でした。令和6年4月以降は、市が給食費を集めて、市が支払うという形に変わってまいります。それに合わせ、就学援助費については、市で給食費に充てる事ができるような規則を制定するものでございます。また、共同調理場においては、給食費を各調理場で歳入・歳出を組んでいま

したが、市で行うようになることから、監査を行う必要がなくなります。そのため、監査委員の規定を削除するような流れとなっております。

令和6年4月に学校の私会計から、公会計に変わることに合わせて規則を制定するものとなります。

教 育 長 今までは就学援助費を受けた保護者は、援助費の中から現金を学校に持っていったという形ですか。

保健給食課長 市から学校に援助費を払って、学校が保護者へ給食費を抜いた分を払っていたような流れになります。

*議案第5号 ひたちなか市就学援助費交付規則及びひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

教 育 長 審議順を変えまして、協議事項に入って、非公開にしたいと思います。非公開とするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならぬとされていますので、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開とします。

協議事項2 ひたちなか市学校給食費徴収規則制定(案)について

協議事項3 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定(案)について

議案第6号 ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱について

*議案第6号 ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱については、全員一致で可決されました。

教 育 長 非公開を解きます。

その他(1) 学校における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

保健給食課長 学校における食物アレルギー対応マニュアルの改訂についてご説明させていただきます。その他（１）資料になります。ひたちなか市の学校における食物アレルギー対応につきましては、こちらに記載のとおり、学校における食物アレルギー対応マニュアルに基づいて行っております。こちらのマニュアルですが、前回改訂した時から今現在まで7年が経過しております。その間に学校現場の状況も変化しておりますので、実状に沿ったマニュアルとするため、改訂をするものでございます。

「１ これまでの各種ガイドライン等」については、こちらに記載のあるとおりでございます。アレルギー対応については、平成27年に文科省で大きな指針を出しております。それに伴い、市のアレルギー対応を行っております。

「２ 主な改定箇所」につきましては、まず目次構成になります。目次につきましては、第1章から第5章まで策定しております。前回の改定時には、4章の区切りで作ってございましたが、今回は5章に変更しております。

3ページの表をご覧ください。表の上から2番目、特定原材料の表示義務という所で一番右側にくるみと書いています。こちらは平成5年度に特定原材料として追加になった物となっております。こちらは食品表示法において表示義務のあるものとなっております、こちらが追加となっております。

次に5ページ、6ページをご覧ください。こちらは食物アレルギー対応における教職員の役割を表にしたものでございます。前回は文章でこちらを表わしてございましたが、分かりづらいということから、各職員の役割を表で示し、分かり易くしております。

次に12ページの7行目をご覧ください。家庭から持参する弁当の取り扱いについてとなります。今回は、家庭で摂取し症状が出ないことが確認できた物を持ってくるということを明記しております。また、本人の自己保管を原則としております。アレルギーは、本人に症状が出るか出ないかという所が成長過程によって変わってくる場合がございます。アレルギーと診断されていたものでも、大きくなってからは食べられるようになるという場合があります、その場合に家庭で少し練習しているからとお弁当に入れてしまうという保護者さんがいらっしゃいます。アレルギー物質をお子さんが摂取してもアレルギーが発症しないことがきちんと確認できた物のみ持ってきていただく形でない、学校で何かがあった時の対応が難しいということがございます。そのため、ご家庭で食べて、症状が出ないことを確認できた物を持参という形に変更しております。

またこれまでは、お弁当を持ってきた際に、学校の職員室に集めて、冷蔵

庫で保管するといった対応をしていた学校がございました。今後は、お弁当のやり取りの間違いを防ぐため、本人の自己保管が原則という事に変更しております。

次に14ページの献立作成時の留意点になります。こちらは、これまでは入っていない内容でした。学校給食において、基本的に使用しない食材、考慮して使用する食材が記載されております。学校で食物を摂取する機会が、校外活動など、給食以外にもございますので、給食においては原則として使用しないということを書いております。また、その他に学校生活で食物を喫食する場合においてもアレルギーのあるものを食べる機会がありますので、給食において使わない食材等、考慮して使用する食材という物を記載に加えたものになっております。

15ページには、対応が必要な児童生徒のおかわりについて具体的に明記しております。下から4行目になります。一部弁当対応や除去食がある日は、原則として全ての給食のおかわりを禁止する形になります。これまでは一部弁当対応や除去食のある日でもアレルギー物質が無い物についてはおかわりができた形になりますが、今後は一部弁当対応や除去食がある日については、給食のおかわりを禁止して、おかわりをせずに前もってアレルギーのある子については、給食を多めによそうなどの対応をするように記載を変更いたしました。

次に16ページをご覧ください。こちらの表の上から2番目に事前という項目があります。こちらを追加しまして、給食準備の前段として、給食前の時点で、アレルギー対応献立表により、当日の対応内容を確認する形を取るよう表に追加したものでございます。その下の給食時間の所では、濃い文字で記載し、給食時間の確認内容を強調しております。給食を食べる前に確認するということが必要になってまいりますが、中々その点について学級の中でしっかりと対応していただけてないということがございましたので、給食について教職員と本人の双方で必ず確認をして、サインをするということを徹底するように強調したものでございます。

その他、参考資料の追加・更新、QRコードの掲載等をしております。34ページ以降は、各種様式の見直しをさせていただきました。

説明は以上になります。

【質疑、意見等】

鬼澤委員 今現場でアレルギーによる事故というのは、年間どれぐらい発生しているのですか。

保健給食課長 明確な数字を記憶していないのですが、2, 3件あったと記憶しています。救急車で搬送するということが1件あり、それ以外は、アレルギーの物を食べてしまい、気分が悪くなってしまったものになります。

アレルギーの対応は複雑な所があり、担任の先生、アレルギーのある子自身、それからクラスにいる子どもたちの理解が必要な状況になっています。どうしても周りの皆が食べていると、自分も食べたくなくなってしまうということがあるため、周りの子たちにも、この子はこれを食べてはいけないということを知っていてもらわないといけません。そういった指導を各学校でもしていただくようお願いしているところでございます。

岡本委員 申請はどれくらいの人数されているのですか。

保健給食課長 アレルギーのお子さんについては、小学校で7700人のうちの92名、中学校は32名となります。

佐藤委員 アレルギー対応食を提供している人数ですか。

保健給食課長 アレルギーを持っている児童生徒で、給食対応を行っている人数になります。小学校別でみると、まったくいない学校から、多いところでは12名となっております。アレルギーも種類が色々あり、牛乳だったり卵だったり小麦だったり、アレルギーによって対応が変わってきます。小麦のアレルギーになってしまうと、だいぶ食べられるものが少なくなってしまいます。

教育長 昔は、キウイフルーツが給食に出ていましたが、今は原則として使用しない食材になるんですね。

佐藤委員 完全にお弁当で対応という子もいるのでしょうか。

保健給食課長 いらっしゃいます。

鬼澤委員 お弁当を持ってきている方も、使用しない食材に入っている物はお弁当には入れてはいけないということですね。

保健給食課長 そのようをお願いしています。

以前、お弁当を持ってきているお子さんで、練習しているところだから入れてもいいかなと、親御さんがお弁当に入れてきてくれたことがあり、そ

れを食べたお子さんの具合が悪くなってしまった事がありました。

教 育 長 学校生活の中だと、緊張や疲れが出てくるため、アレルギーの症状が出やすくなってしまふこともあるのかと思います。親御さんとしては、トレーニングをして、早く食べられるようになって欲しいという思いもあると思います。

鬼 澤 委 員 私は食品の工場の世界にいますが、小麦粉をその工場で使った場合、リスクが高まってしまうため、ほかの物は作れなくなります。今それくらい食品業界は厳しいです。また、アレルギーの問題が出た時は、まずはすぐに回収となります。

教 育 長 担任の役割として、色々な役割が書いてありますが、学級に40人くらいいると、例えば先生が特別支援のお子さんの対応をしている最中に、アレルギーを持っている子が食べてしまうといった可能性もあるので、先ほど課長がおっしゃったように、周りの子もその子のことを分かっていることが非常に重要かと思ひます。先生に食べてしまつていますと伝えてもらえるだけでも助かる場所ですが、特に低学年の子は、みんなと一緒に食べてしまつたりということがあるのかと思ひます。

佐 藤 委 員 アレルギーのためにお弁当を持参している方がいるとのことですが、宗教上の理由でお弁当持参という方もいらっしゃるのでしょうか。

鬼 澤 委 員 イスラム系の方が豚を食べないということとかがありますね。

佐 藤 委 員 私が経験した中でも、宗教上の理由でお弁当にするという方がいました。またアレルギーとは別の話になってしまひますが。

保健給食課長 宗教上の理由でという方がいらつしゃつたのですが、どうしても給食を出して欲しいというお話だったので、給食の内容については、こちらでは配慮ができないため、食べられないものを自己判断で抜いていただくということで、給食を提供することになりました。

鬼 澤 委 員 マニュアルの内容を見ていると、食品のメーカーと同じくらいの品質管理と知識を持たないと対応できないレベルで、現場の先生も大変ですね。

保健給食課長 複雑になると先生方が困惑してしまうため、いかに先生方が分かりやすい形でアレルギー対応していただくかが今の課題なのかと感じています。

教 育 長 すべての学校で内容の読み合わせをしていただくことが必要ですね。

保健給食課長 そのあたりは、周知する機会を設けてくださいということを、こちらからもアナウンスしたいと思っております。

佐 藤 委 員 命にかかわる問題ですからね。

教 育 長 毎年何回かはエピペンを使っていますよね。

保健給食課長 だいたいどの学校も1回はやっていただいているところです。

教 育 長 改めて、マニュアルがすごく見やすくなったなと感じます。食物アレルギーの物だけでなく、危機管理マニュアルなど様々なものがある上に、文字ばかりの物で、この本を読むのにどれだけの時間がかかるんだと思う程でした。今回のように図解化したり、表にまとめていただくと、見た時にわかりやすく、探すときにも見つけやすくなり、非常にいいと思いました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:55